

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和2年3月31日（火） 号外第40号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県林地開発条例施行規則の一部を改正する規則（38）（森林づくり推進課）・・・ 3
- ◇ 訓 令 現業職員の被服の交付及び使用に関する規程及び現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令（3）（庶務集中課）・・・ 6
- ◇ 内水面漁管委告示 令和2年度第5種共同漁業権に係る増殖目標量（2）（内水面漁場管理委員会）・・・ 14

## ———公布された規則のあらまし———

## ◇鳥取県林地開発条例施行規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

災害を防止するため、開発行為の許可の基準のうち盛土を行う場合の要件を見直す。

## 2 規則の概要

- (1) 盛土を行う場合にあつては、一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めが行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置その他の措置が講じなければならないこととする。
- (2) 開発許可を受けた開発者は、林地開発行為状況報告書に、知事が必要と認める書類を添えて提出しなければならないこととする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
  - ア 施行期日は、公布の日とする(3)に関する事項を除き、令和2年7月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

# 規 則

鳥取県林地開発条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第38号

鳥取県林地開発条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県林地開発条例施行規則（平成18年鳥取県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(開発許可の基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 条例別表の2の項の基準の欄の(2)のウに掲げる要件は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 盛土を行う場合にあつては、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p><u>イ 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めが行われるとともに、雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置その他の必要な措置が講ぜられていること。</u></p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>9～15 略</p> <p>(開発行為の状況報告等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 林地開発行為状況報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) その他知事が必要と認める書類</u></p> <p>様式第4号（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">林地開発事業計画書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 5px;">略</div>	<p>(開発許可の基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 条例別表の2の項の基準の欄の(2)のウに掲げる要件は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 盛土を行う場合にあつては、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>9～15 略</p> <p>(開発行為の状況報告等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 林地開発行為状況報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>様式第4号（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">林地開発事業計画書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 5px;">略</div>

森林の 現況	区分	人工 林	天然 林	伐採 跡地	未立 木地	合計
	面積 (ha)					
	樹種			地表植生 の状況		
	林齢					
	生育 状況					
略						

注

1～4 略

5 許可計画の内容を変更しようとする場合に  
あつては、変更前及び変更後の区別を明示する  
こと。

様式第10号（第5条関係）

残置森林等の維持管理計画書

残置森林等は、次のとおり善良に維持管理します。

なお、残置森林等が開発完了後に地域森林計画の対  
象となる場合は、その計画に即した施業を行います。

略

添付書類

1 開発事業区域、残置森林、造成森林及び開発行  
為を行った後に森林以外となる区域を明示した縮  
尺5千分の1以上の等高線が記載された図面

2 略

様式第23号（第15条関係）

林地開発行為状況報告書

職 氏名 様

年 月 日付鳥取県指令第 号により

許可を受けた開発行為の状況について、鳥取県林地開  
発条例第15条第1項の規定により次のとおり報告しま  
す。

年 月 日

住所

（法人にあつては、所  
在地）

氏名 ㊤

（法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名）

略

森林の 現況	区分	人工 林	天然 林	伐採 跡地	未立 木地
	面積 (ha)				
	樹種			地表植生の状 況	
	林齢				
	生育 状況				
略					

注

1～4 略

様式第10号（第5条関係）

残置森林等の維持管理計画書

残置森林等は、次のとおり善良に維持管理します。

なお、残置森林等が開発完了後に地域森林計画の対  
象となる場合は、その計画に即した施業を行います。

略

添付書類

1 開発事業区域、残置森林、造成森林及び開発行  
為を行った後に森林以外となる区域を明示した縮  
尺5千分の1の等高線が記載された図面

2 略

様式第23号（第15条関係）

林地開発行為状況報告書

職 氏名 様

年 月 日付鳥取県指令第 号により

許可を受けた開発行為の状況について、鳥取県林地開  
発条例第15条第1項の規定により次のとおり報告しま  
す。

年 月 日

住所

（法人にあつては、所  
在地）

氏名 ㊤

（法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名）

略

注 略 添付書類 1・2 略 3 <u>その他知事が必要と認める書類</u>	注 略 添付書類 1・2 略
---	----------------------

第2条 鳥取県林地開発条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第11号を次のように改める。

様式第11号（第5条関係）

森林の所在場所、面積及び権利関係一覧表

地目	所在場所					面積 (ha)	所有権			所有権以外の権利関係			区分	備考
	市郡	町村	大字	字	地番		所有権者		権原の取得状況	権利の種類	権利者			
						住所	氏名	住所			氏名			
						計								

注

- 1 開発行為をしようとする森林について、一筆ごとに記入すること。
- 2 面積は、実測でヘクタールを単位とし、小数点以下は4位にとどめ、小数点以下5位を切り捨てること。
- 3 所有権者の住所及び氏名は、登記記録のとおりとし、同意等の取得の相手方が登記記録の住所及び氏名と異なる場合には、( ) で二段書きとすること。
- 4 所有権の欄の権原の取得状況は、申請者名義のものは「所有」と、これ以外のものは「売買（賃借）契約」、「施行（開発）同意（承諾）」等権原の取得等の状況に合致した内容を記入すること。
- 5 所有権以外の権利関係の欄の権利の種類は、抵当権、地上権等登記上の権利を記入し、権利者の住所及び氏名並びに権原の取得状況は、3及び4に準じて記入すること。
- 6 区分の欄には、次の区分により記入すること。

開発行為に係る森林に該当する地目：開

残置森林に該当する地目：残

開発行為に係る森林及び残置森林の両方に該当する地目：開・残

添付書類 権原の取得状況を証する書類の写し

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県林地開発条例施行規則様式第4号及び様式第10号の改正規定並びに第2条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県林地開発条例施行規則第6条第8項第2号イの規定は、この規則の施行の日以後にされる開発許可の申請について適用する。

# 訓 令

## 鳥取県訓令第3号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程及び現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程及び現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

(現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部改正)

第1条 現業職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和39年鳥取県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）				
被服の交付を受ける職員	品目	標準員数	標準使用期間(月)	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準員数	標準使用期間(月)	備考
略					略				
9 現業職長（林業に関する業務に係るものに限る。）及び林業技手の職務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（ズボン） 防寒服 防寒ズボン 雨合羽 長靴 キャラバンシューズ 防寒靴 <u>下肢切創防止用保護衣</u>  <u>チェーンソーブーツ</u>	2 2 1 1 1 1 1 1 1 1	48 48 36 36 36 36 36 36 36 36	         <u>チェーンソーを扱う業務に従事する職員に限る。</u>  <u>チェーンソーを扱う</u>	9 現業職長（林業に関する業務に係るものに限る。）及び林業技手の職務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（ズボン） 防寒服 防寒ズボン 雨合羽 長靴 キャラバンシューズ 防寒靴	2 2 1 1 1 1 1 1	48 48 36 36 36 36 36 36	



	3	水環 境対策 チー ム、化 学衛 生室、 保健 室及び 大気・ 地球環 境室の 職員	白衣 作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) 長靴 雨合羽 防寒服 防寒ズボ ン	2 2 2 2 2 1 1 1 1	12 60 60 60 60 36 36 60 60
略					
水環 境保 全課	2	水道 施設の 立入検 査の業 務に従 事する 職員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) 安全靴	1 1 1 1	36 36 36 36
原子 力環 境セ ンタ ー		常時現 地で業 務に従 事する 職員	白衣 作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) 長靴 雨合羽 防寒服 防寒ズボ ン	2 2 2 2 1 1 1 1	12 60 60 60 36 36 60 60
略					
森 林・ 林業 振興 局	1	常時 現地で 業務に 従事す る職員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣)	2 2	60 60

	3	水環 境対策 チー ム、化 学衛 生室、 保健 室及び 大気・ 地球環 境室の 職員	白衣 作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) 長靴 雨合羽 防寒服 防寒ズボ ン	2 2 2 2 2 1 1 1 1	12 60 60 60 60 36 36 60 60
略					
水環 境保 全課	2	水道 施設の 立入検 査の業 務に従 事する 職員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) 安全靴	1 1 1 1	36 36 36 36
森 林・ 林業 振興 局		常時現 地で業 務に従 事する 職員	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣)	2 2	60 60

		作業服 (ズボン)	2	60
		雨合羽	1	36
		キャラバン シューズ	1	36
	2 チェーンソーを扱う業務に従事する職員	下肢切創防止用保護衣	1	36
		チェーンソーブーツ	1	36
略				
治山砂防課	常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	2	60
		作業服(夏上衣)	2	60
		作業服(ズボン)	2	60
		雨合羽	1	36
		キャラバンシューズ	1	36
淀江産業廃棄物処理施設計画地の調査に從事する職員	産業廃棄物処理施設の計画地の調査の業務に従事する職員	作業服(上衣)	1	60
		作業服(夏上衣)	1	60
		作業服(ズボン)	1	60
		キャラバンシューズ	1	60
		長靴	1	60
		雨合羽	1	60
		防寒服	1	60
略				
中部	略			
総合事務	3 生活環境局	作業服(上衣)	2	60

		作業服 (ズボン)	2	60
		雨合羽	1	36
		キャラバン シューズ	1	36
略				
治山砂防課	常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	2	60
		作業服(夏上衣)	2	60
		作業服(ズボン)	2	60
		雨合羽	1	36
		キャラバンシューズ	1	36
略				
中部	略			
総合事務	3 生活環境局	作業服(上衣)	2	60

所	生活安	作業服	2	60	所	生活安	作業服	2	60		
	全課の	(夏上				全課の	(夏上				
	職員の	衣)				職員の	衣)				
	うち常	作業服	2	60		うち常	作業服	2	60		
	時現地	(ズボ				時現地	(ズボ				
で業務	ン)			で業務	ン)						
に従事	キャラバ	1	36	に従事	キャラバ	1	36				
する職	ンシュー			する職	ンシュー						
員	ズ			員	ズ						
	長靴	<u>1</u>	<u>60</u>								
	雨合羽	1	36		雨合羽	1	36				
	防寒服	1	60		防寒服	1	60				
略					略						
西部	略				西部	略					
総合 事務所	2	生活	作業服	2	60	総合 事務所	2	生活	作業服	2	60
		環境局	(上衣)					環境局	(上衣)		
		生活安	作業服	2	60			生活安	作業服	2	60
		全課の	(夏上					全課の	(夏上		
		職員の	衣)					職員の	衣)		
		うち常	作業服	2	60			うち常	作業服	2	60
		時現地	(ズボ					時現地	(ズボ		
		で業務	ン)					で業務	ン)		
		に従事	キャラバ	1	36			に従事	キャラバ	1	36
		する職	ンシュー					する職	ンシュー		
	員	ズ				員	ズ				
		長靴	<u>1</u>	<u>60</u>							
		雨合羽	1	36			雨合羽	1	36		
		防寒服	1	60			防寒服	1	60		
略					略						
11	日野	作業服	2	60	11	日野	作業服	2	60		
	振興セ	(上衣)				振興セ	(上衣)				
	ンター	作業服	2	60		ンター	作業服	2	60		
	日野振	(夏上				日野振	(夏上				
	興局地	衣)				興局地	衣)				
	域振興	作業服	2	60		域振興	作業服	2	60		
	課の職	(ズボ				課の職	(ズボ				
	員のう	ン)				員のう	ン)				
	ち常時	キャラバ	1	36		ち常時	キャラバ	1	36		
	現地で	ンシュー				現地で	ンシュー				
	自然環	ズ				業務に	ズ				
	境保全	長靴	<u>1</u>	<u>60</u>		従事す					
	及び自	雨合羽	1	36		る職員	雨合羽	1	36		
	然公園	防寒服	1	60			防寒服	1	60		
	に關す										
	る業務										

に 従 事 す る 職 員				
略				
15	日野 振興セ ンター 日野振 興局農 林業振 興課の 職員 (農業 振興室 の職員 を除く。 うち常 時現地 で業務 に従事 する職 員)	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) キャラバ ンシュー ズ 長靴 防寒服 雨合羽	2 2 2 1 1 1	48 48 48 36 36 36
16	日野 振興セ ンター 日野振 興局農 林業振 興課の 職員 うち チェー ンソー を扱う 業務に 従事す る職員	下肢切創 防止用保 護衣 チェーン ソーブ ーツ	1 1	36 36
17 略				
18 略				
略				
東部	略			
農林 事務 所	8 八頭 事務所 所長及	作業服 (上衣) 作業服	2 2	48 48

略				
15	日野 振興セ ンター 日野振 興局農 林業振 興課の 職員 (農業 振興室 の職員 を除く。 うち常 時現地 で業務 に従事 する職 員)	作業服 (上衣) 作業服 (夏上 衣) 作業服 (ズボ ン) キャラバ ンシュー ズ 長靴 防寒服 雨合羽	2 2 2 1 1 1	48 48 48 36 36 36
16 略				
17 略				
略				
東部	略			
農林 事務 所	8 八頭 事務所 所長及	作業服 (上衣) 作業服	2 2	48 48

	び農林業振興課の職員(農業振興室を除く。)	(夏上衣)作業服(ズボン)	2	48					
	室の職員を除く。)	キャラバンシューズ	1	36					
	うち常時	長靴	1	36					
	で業務に従事する職員	防寒服	1	36					
		雨合羽	1	36					
	9	八頭事務所農林業振興課の職員のうちチェーンソーを扱う業務に従事する職員	1	36					
		下肢切創防止用保護衣	1	36					
		チェーンソー	1	36					
略					略				
林業試験場	1	常時現地で業務に従事する職員	2	60		林業試験場	常時現地で業務に従事する職員	2	60
		白衣	2	60			白衣	2	60
		作業服(上衣)	2	60			作業服(上衣)	2	60
		作業服(夏上衣)	2	36			作業服(夏上衣)	2	36
		作業服(ズボン)	2	36			作業服(ズボン)	2	36
		長靴	1	36			長靴	1	36
		キャラバンシューズ	1	36			キャラバンシューズ	1	36
		雨合羽	1	36			雨合羽	1	36
	2	チェーンソーを扱う	1	36					
		下肢切創防止用保護衣	1	36					

	業務に 従事す る職員	チェーン ソーブ ーツ	1	36						
			略							

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

## 内水面漁場管理委員会告示

### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号

令和2年度における第5種共同漁業に係る水産動植物の増殖目標量を次のとおり定めたので告示する。

令和2年3月31日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

免許番号	漁業権者の名称	漁場の区域	漁業権魚種	増殖方法	増殖目標量
内共第1号	千代川漁業協同組合	千代川水系に係る河川	あゆ	種苗の放流	816千尾
				産卵床の造成	3,000平方メートル
			溪流魚	種苗の放流	119千888尾
内共第2号	天神川漁業協同組合	天神川水系に係る河川	あゆ	〃	150千尾
			溪流魚	〃	70千尾
内共第3号	日野川水系漁業協同組合	日野川水系に係る河川	あゆ	〃	2,000千尾
				産卵床の造成	13,000平方メートル
			溪流魚	種苗の放流	48千尾
				産卵床の造成	1,200平方メートル
内共第4号	湖山池漁業協同組合	湖山池	ふな	産卵床の造成	3箇所
			うなぎ	種苗の放流	30キログラム
			わかさぎ	〃	2,000千粒
			しらうお	産卵床の造成	600平方メートル
			えび	〃	2,000平方メートル
内共第5号	東郷湖漁業協同組合	東郷池	ふな	種苗の放流	30千尾
			うなぎ	〃	60キログラム
			わかさぎ	産卵床の造成	5,000平方メートル
			しらうお	〃	2,000平方メートル
			えび	〃	2,000平方メートル

注 溪流魚は、やまめ（さくらますを含む。）及びいわなの合計を指す。